

「6 - 1ホルムアルデヒド対策」

ご意見	回答
<p>性能表示でホルムアルデヒド対策の等級は廃止すべきである。 (理由) 建築基準法の7月改正により、特定建材の発散量に応じて使用出来る面積を制限することから考えると、どのレベルの特定建材を使用しても、結果、室内の環境レベルは同じになるというのが建築基準法の解釈だと考えられるため。(発散量が多:使用面積が少 = 発散量が少:使用面積が多 結果、どちらも同じ)</p>	<p>建築基準法の規定は遵守したうえで、居室の内装にF の建材のみを使用した住宅などに対する消費者のニーズも想定されることから、性能表示制度の意義は十分にあるものと考えています。</p>
<p>「6 - 1ホルムアルデヒド発散等級」は、この度の基準法改正により厚生労働省の指針値を超えないように規制されるため表示不要である。 等級表示はせず、使用建材のイ、ロ、ハの表示でとどめるべき。 (理由) この度のJIS・JAS改正により建材のホルム放散等級が定まり、住宅としては基準法改正で規制されるため、それ以上のものを使用建材で等級表示するには及ばない。等級表示するために申請及び評価の手間がかかるだけであり、上位等級の表示は建材の等級評価ではなく、むしろ6-3室内濃度で示すのが妥当である。</p>	<p>同上</p>
<p>等級表示をやめ、使用建材が何であるか(例えば表示の方法に示すイ、ロ、ハ)を表示する事に留めるべき (理由) ・基準法改正により、厚生労働省の指針値を満足することとなる。現在のホルムアルデヒド発散に関する指標はこれしかなく、これ以上の指針値を定めることも意味があるものとは考えられない。その内容は基準法上の確認・検査でチェックがなされており、改正基準法で求められる性能以上の内容を性能評価することの意味合いは薄いと考えられる。 ・ただ、評価基準そのものを削除するのは、消費者に対し無用な混乱を招く可能性もあり、使用建材の表記は行うにせよ、その性能・内容は基準法に委ねる形で理解は得られるものと解する。加えて、6-3室内濃度で性能表示独自性は確保されるものとする。</p>	<p>同上</p>
<p>6-1 ホルムアルデヒド対策」の「評価対象とする部位」について 改正案では「内装仕上げ及び下地材」を「内装仕上げ及び天井裏等」に変えているが、下地材も対象に残し合わせて3部位の各々のホルムアルデヒド発散等級を表示すべきである。 (理由) 「内装仕上げ及び天井裏等」のみでは、いわゆる“下地材”が 評価対象なのかどうか消費者が判別できない。 また「内装仕上げ及び天井裏等」に含まれる下地材と含まれない下地材があるとしても建設現場においてその区分は不可能である。従って一括して下地材として表示すべきである。</p>	<p>評価対象の部位については、申請及び評価の合理化のため、建築基準法と整合を図ることとしています。なお、評価対象部位は「内装の仕上げ及び居室に係る天井裏等の下地材等」としており、いわゆる下地材が含まれることがあります。</p>

<p>天井裏等に関してもその等級を表示することとなっているが、内装だけに限定すべきです。また、あえて「天井裏」などの項目を設けるのなら材料の等級を示すのでなく「天井裏などの処置」という項目を設けて、材料による、換気設備による、通気止めなどによる、とするほうがユーザーにとって分かりやすく、この方法の検討もすべきです。</p> <p>(理由) 天井裏等で、主に問題となるのは下地材だがその空気質の及ぼす影響の重さは直接室内に顕れる内装材と大きく異なるはずであり、F クラスのものでも必要にして十分な性能が発揮できる。また、天井裏等は換気設備を設けない場合は、自動的にF クラスが必要となり、内装の場合と違って等級によって使える面積が異なるという事も無く、等級3と2をあえて差別化する必要は無い。しかるに「内装」と、「天井裏」などが並列に並ぶと性能とコストのトレードオフの関係を無視して設計者もしくはデベロッパーが必要以上に高性能のものを指定し、結果的にエンドユーザーにコスト的に大きな負担をかける可能性が高い。(特に今改正で、一つでも下位の材料を使っていると下位の等級の表示となり、量の概念が全くないため、よりその傾向が強まる)過剰な性能競争を排除するため、「天井裏等」の等級表示の項目を中止すべきである。</p>	<p>性能の高いものや低いものを適切に評価するのが、住宅性能表示制度の目的の一つと考えております。天井裏等に使用された建材の評価についても消費者のニーズがあるものと考えています。</p>
<p>ホルムアルデヒド発散等級において「天井裏等」の等級表示を止める。</p> <p>(理由) 天井裏等において“等級3”が設けられることにより、天井裏を構成する野地板、断熱材等の仕様レベルが等級2から等級3へ引き上げられること(各社間の性能競争)になり、結果として価格アップが避けられない。天井裏等においては、等級2でもシックハウス対策上は問題ないはずである。むしろ、ホルムアルデヒドの発散を抑えるために野地板合板接着剤の仕様を変更することによる耐久性能低下の恐れあり。</p>	<p>同上</p>
<p>評価の方法基準6-1口 について、天井裏等は等級2の表示にとめ、等級3を例えば「-」とするべきである。</p> <p>(理由) 基準法レベル以上の表示は不要であると考える。</p>	<p>同上</p>
<p>「6-1ホルムアルデヒド発散等級」の天井裏等の表示等級2は、ホルム発散速度0.020以下ではなく「-」とすべき。</p> <p>(理由) 基準法改正により、等級3又は2の措置が義務付けされるため、等級3を表示する場合のみ評価することで足りる。基準法と同じ内容を評価することは、申請及び評価の手間がかかるだけで避けるべき。</p>	<p>申請及び評価が合理化されるよう、建築基準法に係る手続きに用いた資料等を活用して住宅性能評価を行えるようにする予定です。</p>
<p>居室に面する物入等は、居室の換気計画内に含ませなければ対象にする必要はない。</p> <p>(理由) 建築基準法の法文では、対象は居室であり、相互の通気が同一の場合のみ廊下等を含ませるものとしているので、同様の解釈で良いのではないかと</p>	<p>建築基準法と同様の解釈とすることとします。</p>
<p>資料3.P8、6-1(2)口 等級評価の基準には、“これらと同等以上の性能があると確かめられたもの”も認められるようにしておく必要がある。</p> <p>(理由) 基準法では「ホルムアルデヒド発散建築材料の審査方法(案)について」(H15.3.7付建築指導課)において、改正前のJIS/JAS+試験成績書による取扱い等も認められており、同等規定がないと特別評価方法認定になるのではないかと</p>	<p>建築基準法と同様の運用とすることで、ご指摘の修正は必要ないものと考えます。</p>

<p>日本住宅性能表示基準(変更案)P3別表1 等級3・2の「説明に用いる文字」において、「F 相当」「F 相当」という表現をされているが、「相当」を「該当」に変更していただきたい。</p> <p>(理由) 評価方法基準(変更案)6 - 1(3)口及び建築基準法告示では「該当」とあるため、用語を統一し、同じ判断基準であることを分かりやすくするため。</p>	<p>建築基準法施行令第20条の5第2項等により認定を受けたものなど、JIS、JAS 該当品以外のものも該当するため、「相当」の方が適切であるものと考えます。</p>
<p>下地に使用する合板に関しては、非JAS合板や型枠合板の使用を禁じJAS構造用合板のみ使用する旨明記すべきである。</p> <p>(理由) 下地は「内装仕上げ及び天井裏等」の範疇に入らないとして、非JAS合板も建築基準法上合法と公言する流通業者があらわれている。このような建築基準法上の不備を品確法で補正しなければホルムアルデヒド規制が形骸化する。</p>	<p>評価対象の部位については、申請及び評価の合理化のため、建築基準法と整合を図ることとしています。</p>
<p>6-1 ホルムアルデヒド対策 (2) 基本原則 口 評価事項 「夏期におけるホルムアルデヒド発散速度が」となっているがJISの温湿度条件を記載するほうが良いと思います。</p> <p>(理由) 夏期とは、具体的な温度、湿度を示しておらず曖昧である。従って、JISで規定された測定温湿度を明記するほうが基準である為適していると考えます。</p>	<p>建築基準法と整合を図るものですので、異なる概念のものを導入することとした場合、かえって誤解を招きやすいものと考えます。</p>
<p>別表1において、「八.その他の建材を使用する」とあるが、削除すべきではないか。</p> <p>(理由) 「その他の建材」は、評価対象の内装材の範囲を定めるに当たって必要な建材種別であり(仕上げ材が「その他の建材」の場合、直下の下地材も評価対象となるなど、基準法において対象が明確にされたことから必要性は無いのではと考える。</p>	<p>ご意見の趣旨がわかりかねますが、「その他の建材を使用する。」旨を明示することは必要であると考えています。</p>
<p>特定建材の全てについて、現場検査時に<等級表示ラベル>の貼り付けを施工管理者に義務付ける。評価員は特定建材に張られた<等級表示ラベル>の確認をもって評価を行う。表示ラベルは当然JIS・JAS規格に基づいたものであることを条件とする。</p> <p>(理由) 現場検査時において、現場特定木質建材の確認は納品書にて行っているが、一般的に建材の流通はメーカー 問屋 建材店 現場となり、納品書だけでは等級確認が大変難しくなっています。そのため施工管理者に等級確認の資料提出を求めているが大変時間がかかり、竣工検査から評価書交付まで数ヶ月を要しているものが少なからずある。効率的な検査ができる様要望します。</p>	<p>申請及び評価が合理化されるよう、建築基準法に係る手続きに用いた資料等を活用して住宅性能評価を行えるようにする予定です。</p>

「6 - 2換気対策」

ご意見	回答
<p>「6-2イ.居室の換気対策」は、表示不要であると解する。 (理由) 基準法で義務化されているため</p>	<p>居室の換気対策の別(機械換気設備又はその他)を評価し、表示することは消費者のニーズがあるものと考えています。なお、申請及び評価が合理化されるよう、建築基準法に係る手続きに用いた資料等を活用して住宅性能評価を行えるようにする予定です。</p>
<p>「6 - 2イ.居室の換気対策」は、この度の基準法改正で原則義務付けとなるため表示不要である。表示する場合は、性能表示のために建築確認申請以上に手間のかかることにはならないようにしてもらいたい。尚、設計評価時に確認済証がある場合には、それをもって適合と評価されたい。 (理由) 表示項目となると、資料3)P11, 6-2(3)評価基準イ 「令第20条の6第1項に適合するものであること」、P14, 第一号様式 設計内容説明書「換気設備の種類、性能・品質、寸法及び位置」から、評価機関が適合評価するために、建築確認申請の図書以上のものが求められ評価申請の負荷が大きくなる懸念される。(例えば、建築確認では添付図書として指定されていない換気計算書)。 また、プレハブ住宅では、建築確認申請は型式適合認定・製造者認証により確認・検査手続きの合理化が図られているが、性能表示のために換気対策等級の型式認定がないと評価申請の手続きの合理化ができなくなるということは避けたい。</p>	<p>申請及び評価が合理化されるよう、建築基準法に係る手続きに用いた資料等を活用して住宅性能評価を行えるようにする予定です。</p>
<p>全般換気、局所換気兼用の換気扇(便所、浴室等)については、住宅の居室全体に必要な換気量が確保でき、かつ 各々該当室の換気量(換気回数)を満たす場合は、スイッチに強弱の切り替え無しでも、『居室の換気対策』『局所換気対策』それぞれで、機械換気設備有りと表示出来るように技術解説等で周知して欲しい。 (理由) 便所、浴室の換気扇が24時間換気設備(全般換気)と局所換気を兼ね備えている場合、評価機関によっては、強運転スイッチをつけないと『局所換気対策の機械換気設備有りと表示させてくれない場合がある。(全般換気に使用している風量で、局所換気の換気性能があっても、局所換気設備ありの表示が出来ない) 常時で換気量(換気回数)が確保でき、局所換気用としても実用上問題なければ、全般換気と局所換気を兼ねている場合でも、スイッチで強弱の風量調整機能無しで性能上問題は無く、合理的である為。</p>	<p>建築基準法の運用と整合を図ることとし、その運用については、解説書等により周知を図ることとします。</p>
<p>換気について、現在の基準は、「居室出入り口に10mm程度のアンダーカットを設けるか、100～150cm²の有効開口面積を設定する」ということになっていますが、これは現行のままでしょうか。有効な換気を行う要素としては、当然、換気設備の能力、給気口・排気口の位置も大きく影響します。10mmのアンダーカットがなくても100～150cm²の有効開口面積でなくても、いわゆる「有効な換気(0.5回/h)」は十分可能である場合もあります。住まわれる方にとっては、光漏れや冷気進入してまでしなくていいという方もおられます。何から何まで一定の基準で決めてしまうのは如何なものかと思えます。是非現行基準の再検討をお願いします。</p>	<p>同上</p>

「6 - 3 室内空気中の化学物質の濃度等」

ご意見	回答
<p>アセトアルデヒドは、いわゆる「酢ビ系」接着剤が酸化する時にも発生するが、この対策は接着剤メーカー（接着剤業界）が対策を行うにかなりの難題であり（というより、「酢ビモノマー」がなくなるとアセトアルデヒド対策はできないのでは・・・）、早々の対応は不可能と考えます。今回の基準法でのホルムアルデヒド対策でもそうですが、法律の大枠ばかりが先行して、詳細は未だに決まっていない（大臣認定制度はいつ発表されるのですか！）ことで、業界は大混乱しています。まずはホルムアルデヒド対策をしっかり固めてから次の物質に取り組んでいく必要があります。パッシブ法で簡単に測定できるからといって、それを安易に対象物質とするのは反対です。方向性は間違っていないと思いますが、業界の動きも良く見極めていただきたいと思います。</p>	<p>測定対象物質は、厚生労働省により濃度指針値等が定められているもの比較的取扱いが容易で安価に測定できるもの住宅に使用する建材や施工剤から発生することが想定されるものに該当するものとしてしているところです。</p> <p>については、すでに厚生労働省の濃度指針値（アセトアルデヒド 0.03ppm）が定められ、についても、パッシブ型採取機器により、比較的取扱いが容易で安価に測定可能です。については、平成14年度の室内空気中の化学物質濃度の実態調査（速報値）によると、アセトアルデヒドの濃度は、新築の住宅で濃度が高く、建材や施工剤から発生することが想定されます。こうしたことから、測定対象物質に追加することが必要であると考えられています。</p>
<p>「特定測定物質」として新たにアセトアルデヒドが追加されているが、これについては木材や人体など自然物でも発生するもので、且つその低減技術も確立されていない現状より、室内の濃度測定対象物質から外すべきである。</p> <p>（理由） アセトアルデヒドは住宅内装材料の主材料である木材自体からも発生するが、この厚生労働省の指針値はホルムアルデヒドより低い48$\mu\text{g}/\text{m}^3$であり（ホルムは100$\mu\text{g}/\text{m}^3$）、新築では木材自身からの放散量だけでもこの指針値を超えるものがでていいると思われます。その他に発生するものとして、酒を飲めば人間内で生成され、呼気より出ますし、アルコール類、喫煙でも出ます。また、キャッチャー材等での抑制技術も未確立の状況であり、このような物質が測定対象として規定されると住宅に木材が使えない可能性も出てきます。</p>	<p>同上</p>
<p>測定対象物質にアセトアルデヒドが任意選択に追加されているが、発生原因について検討中の現状を考え、今回追加することは避けたほうがよいと考える。</p> <p>（理由） 測定対象物質の考え方で14年度の速報データが示されているが、データによると新築未入居42件中指針値超過は14.3%（6件）と示されており全体の平均濃度も0.02ppmであるので超過している物件についても大きく超過しているものではないと思われ、これら超過した住宅の追跡を行い資料に追加する必要があると考える。アセトアルデヒドの特性についても天然の木質材料から発散することもある点など不明確なところも多く現段階での追加は混乱を招き不適切だと考える。</p>	<p>同上</p>

<p>住宅性能表示として室内空気中の化学物質濃度を測定した場合に、一定の家具(床面積の3倍量相当)を設置した後も化学物質の室内濃度が厚生労働省の指針値を超えないために、家具搬入前の室内濃度の判定基準(目安)を、可能な範囲でどこかに示して頂きたいと考えます。</p> <p>(理由) 本年7月から施行される予定の改正建築基準法では、床面積の3倍量相当の家具が設置された条件で厚生労働省の指針値を超えないことを目標として技術的基準が定められています。</p> <p>そのためには家具搬入前の室内濃度は指針値よりもある程度低い濃度でなければなりません。</p> <p>このままでは新築住宅引渡し時の室内濃度測定値をどのように読みとったらよいか難しく、今後、家具搬入後の測定結果によっては、発散源となる内装材と家具との間では争議が引き起こることも予想されます。</p> <p>従って、性能表示制度における化学物質濃度測定値について、現在得られている知見内での判定基準(目安)が示されていることが望ましいと考えます。</p>	<p>化学物質の室内濃度は、測定時の気象条件等によりかなり変動するものです。性能表示制度としての化学物質の濃度の測定結果の数値をとらえて、一定量の家具を設置した場合に厚生労働省の指針値を超えるか否かについて判断することは、適切ではないと考えています。</p>
<p>6-3 室内空気中の化学物質の濃度等 (3) 評価基準 イ 「採取時間の時刻が午後2時から午後3時までの間となるように採取を行うこと」となっているが「採取することが望ましい」としたら良いと思います。</p> <p>(理由) 2～3時が必ず室温が高くなるとは限らず、建物の方位などが影響する。従って、「望ましい」と表現することが良いと考えています。</p>	<p>「望ましい」とした場合、どの程度遵守すべきなのか不明確となることから、基準にはなじまないものと考えます。</p>
<p>6-3 室内空気中の化学物質の濃度等 (3) 評価基準 イ 採取中央時間を限定する項目新設を中止すべきと考えます。</p> <p>(理由) マンションなどで相当数の測定を行う場合に対する配慮が無く実施が困難である。まず、アクティブ法が使われる場合は中央時間帯を限定されると、測定機器の転用が出来ない(30分以上計測して行うこととなっているため指定時間帯で1測定機器で1サンプルしか得られない)従って多数の測定機器を同時使用するか、多くの日にまたがって測定することとなり、非効率的かつコスト高となり現状の測定機関では対応できない。次にパッシブ方の場合通常24時間の測定が推奨されているため、サンプラーを設置または回収する時間が深夜の2時から3時という時間帯となり、非現実的である。このような規制を加えると、ただでさえ基準法改正により、基準法だけで性能が担保されることにより測定を選択しなくなる傾向を助長するだけであり、法の当初の目的を自ら阻害する事となる。</p>	<p>化学物質の濃度は、午後2時から3時に日変動で最大となると予想されていることから、採取条件として採取時間の中央の時刻が午後2時から3時までの間になるように採取することが必要であると考えています。この基準を定めない場合、夜間のみ測定してこれを表示することを許容することとなり、化学物質の濃度測定の結果を表示できることとしている趣旨になじまないと考えます。</p> <p>なお、24時間の測定を行う場合は、ご指摘のような問題は生じないものと考えます。</p>
<p>6 - 3(3)イ 「採取を行う時間」「24時間未満である場合にあっては、採取時間が午後2時から午後3時までの間を含むように採取を行うこと。」</p> <p>(理由) 現案の場合、採取時間に応じ、次のような時間帯に設置及び回収を行う必要が生じます。</p> <p>9時間の場合：午前10時設置、午後7時回収 13時間の場合：午前8時設置、午後9時回収 23時間の場合：午前3時設置、午前2時回収 24時間の場合：例えば、午後4時設置、翌日の午後4時回収</p> <p>つまり、8時間から13時間程度の場合に対応可能ですが、13時間から23時間程度の場合には実態上対応不可です。さらに24時間以上の場合には対応可となり、かつ、午後2～3時を中央に置くことが義務づけられていません。</p> <p>よって、基準として不適切ではないでしょうか。</p>	<p>化学物質の濃度は、午後2時から3時に日変動で最大となると予想されていることから、採取条件として採取時間の中央の時刻が午後2時から3時までの間になるように採取することが必要であると考えています。この基準を定めない場合、夜間のみ測定してこれを表示することを許容することとなり、化学物質の濃度測定の結果を表示できることとしている趣旨になじまないと考えます。</p>
<p>6-3 (3)イ の採取時間の項目は削除又は但し書きで「やむをえない事情がある場合は、この限りではない」を追加いただきたい。</p> <p>(理由) 測定時間が厳密に規定されることによる不便</p>	<p>同上</p>

「改正案全般」

ご意見	回答
<p>改正後の性能表示制度の等級判断根拠は7月1日施行の改正建築基準法シックハウス対策と同一であることを解説書等で説明いただきたい。特に平成12年10月3日付け事務連絡での判断について、今後の取り扱いを明確にしておいて頂きたい。</p> <p>(理由) 左記事務連絡での等級判断が現在、性能表示制度運用では浸透しているが、改正建築基準法では適法とならない取り扱いが含まれているため。</p>	<p>建築基準法の運用と整合を図ることとし、その運用については、解説書等により周知を図ることとします。</p>
<p>改正建築基準法シックハウス対策の内容を性能表示制度で先行して運用させることは止めていただきたい。</p> <p>(理由) 平成14年5月31日に移行期間が終了した防火関連の基準法改正に関して、防耐火構造等の認定について、基準法に先んじて性能表示制度では見直し後の認定内容で評価が行われ、設計者、認定取得メーカー共に大きな混乱をきたした。先行して運用させる場合、評価機関のみでなく、設計者、メーカーに対して十分な周知を行う必要がある。また今回のシックハウス対策に関しては大臣認定の作業が始まったばかりである。</p>	<p>新基準の適用については、建築基準法の適用と整合を図ることとします。 (7月1日以降に着工するものは新基準、6月30日以前に着工するものは旧基準による)</p>
<p>建築基準法の改正と同時施行が予定されているが、本基準改正の新旧基準の取り扱いについて、評価の申請時期や評価書の交付時期でなく、着工時期を判断基準として、新旧基準の扱いとしたい。(別紙に参考例を掲載。なお、評価協Q&A 11-030を参照)</p> <p>(理由) 1)11-030に示される「表示基準・評価方法基準が改正されるケース」と「性能評価基準において引用している建築基準法の政令、告示等が改正されるケース」が同時に発生すると思われるため。 2)同一物件において、建基法が旧基準で品確法が新基準、又は、建基法が新基準で品確法が旧基準であることを避けるため。</p>	<p>同上</p>
<p>基準の改正に伴う住宅型式性能認定の取り消しについては、品確法24条で規定されているが、性能評価の手続きを進めている住宅について、契約、設計評価、建設評価などのどの段階で認定番号が無効となるのか、解説書等で明らかにしていただきたい。</p> <p>(理由) 今回の改正に限った話ではないが、性能評価の途中で基準などが改正となる場合、住宅型式性能認定を前提に契約や評価申請を行っていた場合、当該契約や申請がどういった扱いになるのか、よくわからない。また、認定取得メーカーは、認定番号の取り消しについて、ユーザーへ告知していく必要があるため。</p>	<p>型式を取り消す際の告示にその考え方を明らかにします。</p>
<p>別記第1号様式-1 設計内容説明書の「設計内容説明欄」および第2号様式-1 施工状況報告書の施工状況確認欄を必要最小限の内容に留めて頂きたい。</p>	<p>申請及び評価が合理化されるよう、建築基準法に係る手続きに用いた資料等を活用して住宅性能評価を行えるようにする予定です。なお、設計内容説明書のホルムアルデヒド対策の設計内容説明欄より、「寸法」を削除します。</p>